

# 【第二次 宮崎県再犯防止推進計画】（概要版）

## 1 計画の概要 1p

### (1) 趣旨・位置づけ

- ・ 犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、個々の施策の策定・実施や連携に際し、目指すべき方向・視点として定めるもの。
- ・ 再犯防止推進法第8条第1項に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案して定める地方再犯防止推進計画。
- ・ 「宮崎県総合計画2023」の部門別計画。宮崎県地域福祉支援計画と一体的に施策の展開を図るもの。

### (2) 対象者

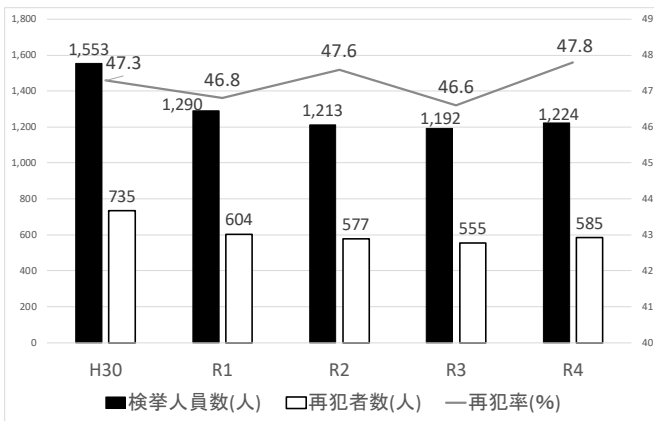
起訴猶予者等、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設退所者、非行少年もしくは非行少年であった者又は暴力団離脱希望者のうち、支援が必要な人。家族等についても、必要に応じて支援の対象。

### (3) 期間

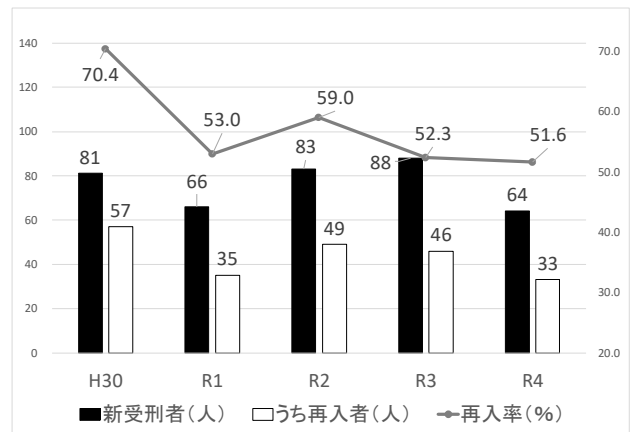
令和6年4月から令和11年3月までの5年間  
(ただし、計画期間中に他の計画との統合も検討)

## 2 再犯防止を取り巻く現状 14p

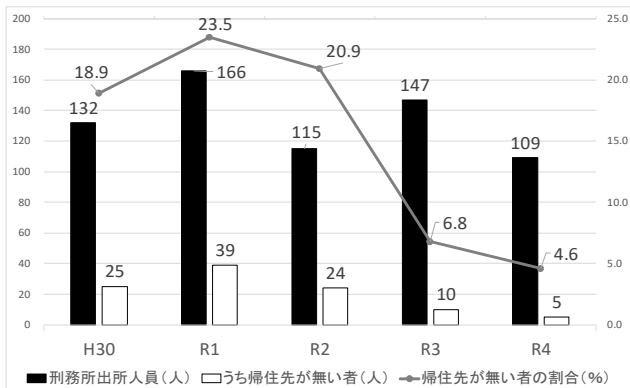
### (1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率



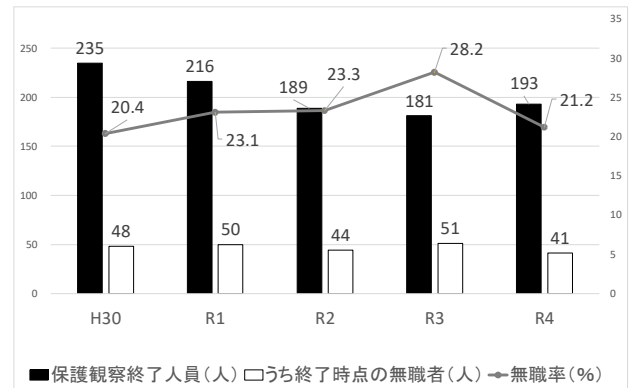
### (2) 新受刑者中の再入率



### (3) 刑務所出所時に帰住先がない者の状況



### (4) 保護観察終了時に無職である者及び無職率



(1)は宮崎県警察本部、(2)(3)(4)は法務省提供

### 3 基本方針 21p

- ・ 犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進し、県民の犯罪被害の防止を図り、県民誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしく安心して生きていくことができる地域共生社会の実現を目指す
- ・ 国が第二次計画で定めた国・都道府県・市町村の役割分担を踏まえ施策を推進

### 4 目標値 13p

犯行時の居住地が宮崎県である新受刑者中の再入所者数 R6～R10平均 36人以下  
※基準値42.7人（令和2年から4年までの平均値）から約15%減

#### ① 国、市町村及び関係団体との連携強化

- ・ 再犯防止連絡協議会の開催
- ・ 再犯防止に係る庁内連絡調整会議の実施
- ・ 市町村への必要な情報の提供、計画策定の促進等
- ・ 国の機関等が実施する会議等におけるケースに応じた各関係部署担当者の参加

#### ② 就労・住居の確保

- ・ 各種就労支援窓口における支援や就職相談会・面接会での就業機会の確保
- ・ 公共職業訓練を通じた離職者等の再就職促進
- ・ 住宅に困窮する低所得者に対する県営住宅の提供
- ・ 「セーフティネット住宅」や「居住支援法人」の情報提供

#### ③ 保健医療・福祉サービスの利用促進

- ・ 地域生活定着支援センターを中心とした各福祉・医療機関との連携体制の構築
- ・ 被疑者等支援（いわゆる「入口支援」）の実施
- ・ 生活困窮者や障がい者に対する支援、高齢者の権利擁護に関する取組
- ・ 保健医療・福祉機関・団体の職員に対する再犯防止に関する研修の実施

#### ④ 非行の防止等

- ・ 児童相談所や子ども・若者総合相談センター「わかば」等における相談対応
- ・ 子供のSOSダイヤル、子どもSNS相談等による多様な形の教育相談対応
- ・ 生徒指導や学校安全、青少年の健全育成推進に係る情報共有や各機関の連携
- ・ 少年補導員や少年警察ボランティアと連携した補導、啓発等

#### ⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

- ・ 薬物依存症者等を対象とした地域の保健・医療・福祉機関・団体との連携体制の構築
- ・ 暴力団離脱希望者の社会復帰の支援の実施
- ・ 性犯罪者等が出所後に再犯に陥らないための支援の実施
- ・ 人権問題や多重債務問題など、犯罪をした者等が抱える様々な問題への対応
- ・ 犯罪をした者等への社会貢献活動の推進

#### ⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 民間ボランティアの確保及び活動の周知への協力
- ・ 再犯防止に資する活動に尽力している方等の表彰
- ・ “社会を明るくする運動”や“再犯防止啓発月間”期間を中心とした広報・啓発運動の強化

5  
施策の展開

23 p